

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 357-0015

(ふりがな) さいたまけんはんのうしおおあざこくぼ

291

住 所 埼玉県飯能市大字小久保

291

(ふりがな) さいたませいぶこういきしょうぼうほんぶ

名 称 埼玉西部広域消防本部

(ふりがな) こばやしたけし

代表者名 小林 武

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

国、地方公共団体の扱いについて

- 1 消防無線等は国民の生命、身体及び保護に係る高い公共性があるものと考えます。
 - 2 地方公共団体等に財政負担を課することは、結果的に行政サービス水準の低下が予測されます。
 - 3 消防無線の電波利用料減免措置の趣旨は、当時、上記1及び2等によるものと推察され、このことは現在も同様と確信します。
 - 4 消防機関は、災害防御活動時等に必要最小限度の消防無線を使用しており、このことにより便益を受けるのは申すまでもなく住民です。
 - 5 電波は公共の物であり、経済的価値を勘案し使用料を徴収することは当然ですが、消防機関が使用する電波に経済的価値が生じるか否かについては疑問が残るところです。
 - 6 消防は現在、全般的な経費の節減に努める中、電波の有効利用のため無線のデジタル化への移行を検討しています。このような中での新たな財政負担については前出2が懸念されるところです。
- 以上のようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 349-0214
(ふりがな) さいたまけんみなみさいたまぐんしらおか
まちおおあざてらつか162ばんち1
住 所 埼玉県南埼玉郡白岡町大字寺塚162番地
1
(ふりがな) しらおかまちしょうぼうほんぶ
名 称 白岡町消防本部
(ふりがな) かねことしあき
代表者名 金子利昭
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見書を提出します。

意 見

第6章、 第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

のことからも、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。

そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課することは、逼迫す地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとしていただきたい意見を提出いたします。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 〒348-0025
(ふりがな) さいたまけんこしがやしおおさわ
住所 埼玉県越谷市大沢 2-10-15
(ふりがな) こしがやししょうぼうほんぶ しょうぼうちょう すともと あきひこ
氏名 越谷市消防本部 消防長 杉本 昭彦
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

別紙

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が使用している無線局の中でも特に消防無線、救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動等に必要がつ重要なものであり、また、使用に際しては、非常に公共性の高い通信手段となっています。

上記のことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、市民及び住民に対する行政サービス維持の観点、視点からも適切な措置であると言えます。

電波を公物ととらえて、経済的価値を勘案した使用料を徴収することについては、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないと考えます。

このような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫するものあり、今後の消防無線、救急無線等のデジタル化移行に対して影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防無線、救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとして頂きたく意見を提出いたします。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒613-0043

(ふりがな) きょうとふくせぐんくみやまちょう
おおあざしましたこあざみすの

(住所) 京都府久世郡久御山町大字島田
小字ミスノ11番地

(ふりがな) くみやまちょうしょうぼうほんぶ

(名称) 久御山町消防本部

(ふりがな) うのくちひこゆき

(代表者名) 鵜ノ口 彦行

(電話番号) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱について

消防救急無線については、公務に必要不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がなく、減免措置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念されます。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号	〒611-0021
ふりがな	きょうとふうじしうじしもい
住 所	京都府宇治市宇治下居13番地の2
ふりがな	うじししょうぼうほんぶ
名 称	宇治市消防本部
ふりがな	まつもとみつお
代表者名	松 本 光 夫
電話番号	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線については、消防業務を行うにあたって必要不可欠なものであり、無線以外に通信を代替する手段がなく、昨今の地方財政の状況から見れば、減免措置を廃止することにより、新たな財政負担が生じ、消防行政サービスの低下が懸念されます。

このようなことからも、地方公共団体等扱いについては、現行どおり減免措置を継続していただきたく、意見を提出します。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 509-7892
住 所 岐阜県恵那郡串原村 2266 番地 1
氏 名 串原村長 大島二三一
電話番号 [REDACTED]
アドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

当村は、岐阜県の最南端の山間部に位置し、現在では携帯電話の普及もかなり進んできているような状況ですが、未だに携帯電話の未普及地区もあり、火災等の災害時には防災無線等でしか連絡がとれない地区も数多くあります。このような状況の中で、一般無線と同等の料金設定となるのは、財政面において厳しいものになっていくことが予想されます。このようなことから、現在の料金設定を維持していただくようお願いします。

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒340-0012
(ふりがな) さいたまけんそうかししんめい
(住 所) 埼玉県草加市神明2-2-2
(ふりがな) そうかししょうばうほんぶ
(名 称) 草加市消防本部
(ふりがな) いちかわひろやす
(代表者名) 救急防災課長 市川 浩保
(電話番号) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

別 紙

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防の任務は、消防組織法の第1条に集約されるものであるが、取り分け無線局の中でも消防無線・救急無線等については、消防活動上に必要かつ重要な役割を担っている公共性の高い通信手段であります。

従って、国や地方公共団体に対する電波料の減免処置を廃止すれば、消防行政のサービス低下に繋がる恐れがあることと相俟って、財政的なひつ迫状況に鑑み、負担を課すことのないように、特段のご努力をお願い申しあげます。

電波を公共使用物と考えた場合に、経済的価値を勘案した使用料を徴収することは断じて許すべきではなく、災害活動等を行う消防機関においては、電波利用で、経済価値は生じないものと判断されます。

更に、今後の消防無線・救急無線等のデジタル化移行に対しても悪影響をおよぼすことが憂慮されることから、引き続き消防無線・救急無線等に対する特例措置については、現行のままで継続して頂きたく意見を提出します。

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒627-0011
京都府京丹後市峰山町丹波826・1
京丹後市消防本部
消防長 山本 邦昭
電話番号 [REDACTED]
電子メール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

消防本部が使用する消防無線等（中継用を含む）は、市民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を持つ公務に必要不可欠のものである。

消防無線等は、一般的な経済活動に使用する無線局とは大きく異なるものであり、利用料として公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下する虞がある。また、消防無線の電波利用料を徴収することが必ずしも電波の有効利用の向上に繋がるとは考えられない。

以上

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 殿

〒228-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-15

座間市消防本部

消防長 増井 京市

電話 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

- 現行のとおり特別措置(減免)を継続していただきたいと意見をします。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-1511

住 所 茨城県北相馬郡藤代町楠木950-1

茨城県北相馬郡藤代町消防本部

消防長 鈴木 芳雄

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し。別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関する意見

第2節 「国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次のとおり意見を提出いたします。

意 見

- ◎ 消防救急無線、水防無線については、現行どおり電波利用料を免除すべきである。

理 由

- ① 消防の任務は、消防法第1条にあるよう、国民の生命・身体財産を災害等から守ることを目的としています、この任務遂行上で、消防が無線を使用する場合は、一部の利用者が自己の目的の為に使用するものとは違うため、消防救急無線、水防無線については、電波利用料は免除すべきと考えます。
- ② 消防救急無線、水防無線は、消防が現場活動上、必要不可欠なものでありまた、これに代用できるものが現在はない状態である。
- ③ 現在、大変厳しい財政事情の中、電波利用料について市町村に負担させることは、消防が任務遂行上不可欠な、通信施設の維持管理に支障が出るおそれがあります。

様式1

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒917-0078
(ふりがな) ふくいけんおばましおおでちょう
(住所) 福井県小浜市大手町7-8
(ふりがな) わかさしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ
(名称) 若狭消防組合消防本部
(ふりがな) たなかたけし
(代表者名) 消防長 田中 武司
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

今般「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」において、消防救急無線について「電波利用料の徴収」について検討されたことについて意見をのべさせていただきます。

消防は、消防組織法第1条「消防の任務」によるところの施設及び人員を活用して、国民の生命、身体、財産の保護に係る任務があり、公共性があることを重視し、消防無線に関しても地方公共団体等に財政的な負担を課すことなく、住民にとって行政サービスが低下せずに公平にサービスが受けられるように電波法において電波利用料の減免措置が設けられているが、昨今の地方財政の逼迫状況を見たとき、この法的措置の減免措置が廃止されると、行政サービスの低下が懸念される。

消防機関は、災害時に消防無線を必要最低限使用するものであり、一般的な電波利用とは異なり、消防無線利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用に繋がるものでない。消防が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者のように便益を受けるのが事業者自らというものではなく、消防無線を使用しても経済的な価値が生まれるものではない。

現在消防機関は、大規模災害に対し緊急援助隊として出動し、全国の消防隊が消防無線により連携協調し活動しているが、消防機関を取り巻く環境は厳しく、地方財政の逼迫する状況のなか、電波の有効利用のために平成28年までのアナログ無線からデジタル無線化へ移行すべく経費の確保等に向けて取り組んでおり、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出させていただきます。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

〒961-0975

ふくしまけんしらかわしあざたていしやま

住 所 福島県白河市字立石山15番地1

しらかわちほうこういきしちょうそんけんしょうぼうほんぶ

名 称 白河地方広域市町村圏消防本部

みずのやきよみつ

代表者 消防長 水野谷清光

電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究所 電波利用料部会 最終案（案）」に關
し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

消防救急無線及び防災行政無線においては、国民の生命、身体、財産の保護」を目的として、緊急かつ重要な無線通信であり電波利用料の適用除外とすべきと考えます。

又、大規模災害時の消防活動では国、都道府県、市町村が一体となり災害対応すべきであり、国民の安全確保を図る上で公的な主要機関が使用するのは必要不可欠であり、電波利用料の適用除外とすべきである。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県環境防災部消防防災課長

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会報告書（案）」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

別紙

1 防災行政無線について

意見

現行どおり、規定の金額の2分の1とすること

理由

- 1 防災行政無線は、災害対策基本法に基づき地域防災計画の定めるところにより、防災上必要な通信を行うこと目的とした重要な通信設備である。
- 2 財政難のおり、現行どおり減免措置が講じられなくなると、より一層財政を圧迫することになる。

2 消防救急無線について

意見

現行どおり、電波利用料の適用対象外とすること

理由

- 1 消防救急無線は、国民の生命、身体及び財産を保護すること目的に、消防機関が開設することが不可欠な重要な無線設備である。
- 2 今後デジタル化への移行に伴い大きな整備費用が生ずるため、電波利用料が課せられると、より一層消防財政を圧迫することになる。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

郵便番号 501-6180

(ふりがな) ぎふけんはしまぐんやないづちょうみやひがし

住 所 岐阜県羽島郡柳津町宮東 1 丁目 1 番地

(ふりがな) やないづちょうちょうひろせのばる

氏 名 柳津町長 廣瀬 昇

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」では第6章第2節において地方公共団体の減免措置の見直しについて述べられていますが、現在の減免制度の継続を希望します。

地方公共団体では消防救急用、防災行政用等の無線を整備していますが、これらは地域に暮らす人々の生命、財産を守る必要があって整備された公共性の高いものであります。昨今の災害においても防災行政無線の有効性が注目されているところです。

地方公共団体が電波利用料の負担を求められることによって新たな無線の整備を見合わせる事になれば、住民の生命、財産を危険にさらすことになります。また、すでに無線が整備された自治体でも、利用料負担は結果として住民サービスが低下することとなります。

以上のように消防救急用、防災行政用無線等の公共性の高さを考慮し、地方公共団体が整備する無線局に対しては電波利用料の減免措置を継続していただくことを希望します。

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

〒509-3492

岐阜県大野郡高根村上ヶ洞428-1

高根村役場総務企画課長 浜崎 浩之

TEL [REDACTED]

e-mail [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

市町村における防災行政無線の重要性を十分理解していただき、地方公共団体が開設している防災行政無線については従来どおり減免措置を継続されるよう強く希望します。

電波利用料 パブリックコメント.txt
意 見 書

平成16年(2004年)8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 754-1192
住所 山口県吉敷郡秋穂町東6570番地
団体名 秋穂町
代表者氏名 秋穂町長
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

本町において運用中の防災行政用無線局は、特に災害時において有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、市民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。

また、消防救急無線も、消防救急活動において人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。

上記の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を要望します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 320-8501
(ふりがな) とちぎけんうつのみやしはなわだ1-1-20
住所 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
(ふりがな) とちぎけんちじ ふくだあきお
氏名 栃木県知事 福田昭夫
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

- 1 消防救急無線、防災行政無線及び水防無線は、災害時はもとより平常時においても「国民の生命、身体、財産の保護」に関わる重要かつ緊急な無線通信を行うものであり、公共性が高く必要不可欠なものである。
- 2 防災行政無線・消防救急無線は、周波数移行やデジタル化により多大な経費を投入して整備を進めており、電波行政が進めている電波の有効利用政策に大いに貢献している。
- 3 新たな財政負担により周波数移行・デジタル化が遅れるなど、地域ごとの安全確保に格差が生じる可能性がある。

以上の理由により、消防救急無線、防災行政無線及び水防無線については、引き続き電波利用料の減免対象としていただきたい。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 509-7792

住 所 岐阜県恵那郡明智町 843 番地 1

氏 名 明智町役場総務財政課

消防防災担当 山村 建哉

電話番号 [REDACTED]
メ ー ル

「電波有効利用政策研究会 電波利用料製部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のと
おり意見を提出します。

別 紙

- ・当町で開設している防災行政無線について、使用・開設は不可欠であり、それぞれの使用について電波使用料が有料（減額がないと）になると、支障がある。例えば、予算的に使用の余裕がなくなり、訓練が十分に出来ない。財政難である現状で、予算増額は見込めない。
更に、最近の豪雨や大規模地震の懸念のある中で、こういった電波料の减免免除は防災の不安につながるのでは。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 061-3292
北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
北海道石狩市長 田岡 克介

電話 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会電波利用料部会最終報告(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

地方公共団体等の取扱については、原行どおり減免措置を行っていただきたい。

地方公共団体では、消防防災無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、住民にとって行政サービスの水準の維持、向上が不可欠であるので、電波利用料の適用除外とするべきと考えます。

また、こうした分野での料金の負担増は、これから無線業務への取り組みに多大な影響を受けるものと考えられます。

このことから、地方公共団体の取扱については原行どおり減免措置を行っていただきたい、意見を申し上げます。

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 503-2318

(ふりがな) ぎふけんあんぱちぐんごうどちょうおおあざごうど

住所 岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111 番地

(ふりがな) ぎふけんあんぱちぐんごうどちょうちょう よしだひろよし

氏名 岐阜県安八郡神戸町長 田弘義

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体が開設する無線局であるものについては、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局」であり、「法律上、地方公共団体が自ら開設することが不可欠となっている無線局」であるため、また逼迫する地方公共団体の財政状況からも電波利用料について現行どおりの措置の継続を希望するものである。